

廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保

制度所管部局名： 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 制度の概要

環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は PFI 事業者であつて、産業廃棄物の処理等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により廃棄物処理センターとして指定できる。

2. 指定、登録等の基準

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第十五条の五

環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（政令で定めるものに限る。）その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

第八条

法第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの三分の一以上を出資している法人

二 地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財団法人

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第十五条の六

廃棄物処理センターは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前二号に掲げる業務を除く。）。
- 四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

第十二条の十三

廃棄物処理センター（以下「センター」という。）は、少なくとも法第十五条の六第四号又は第五号に掲げる業務を行うものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人クリーンいわて事業団	平成 5 年 1 月 7 日	〒023-1101 岩手県奥州市江刺区 岩谷堂字大沢田百十三番地 電話 0197-35-6700	法人から申請があり、審査の結果、指定に係る要件を満足すると認められたので、指定した。
財団法人愛媛県 廃棄物処理センター	平成 5 年 11 月 25 日	〒790-0001 愛媛県松山市一番町 四丁目四番地二 電話 089-941-2111	
財団法人香川県 環境保全公社	平成 6 年 3 月 14 日	〒760-0050 香川県高松市亀井町 九番地十 県信ビル内 電話 087-831-7773	
財団法人新潟県 環境保全事業団	平成 6 年 6 月 29 日	〒950-2144 新潟県新潟市西区曾 和千百八十二番地 電話 025-239-5750	

財団法人エコサイクル高知	平成 6 年 8 月 1 日	〒781-2153 高知県高岡郡日高村 本郷二百番地七 電話 0889-24-6210
財団法人兵庫県環境クリエイトセンター	平成 7 年 11 月 27 日	〒650-0023 兵庫県神戸市中央区 栄町通四丁目二番十八号 電話 078-360-1308
財団法人三重県環境保全事業団	平成 11 年 11 月 22 日	〒510-0304 三重県津市河芸町上 野三千二百五十八番地 電話 059-245-7505
財団法人かながわ廃棄物処理事業団	平成 12 年 11 月 2 日	〒210-0865 神奈川県川崎市川崎 区千鳥町六番一号 電話 044-280-3810
財団法人宮崎県環境整備公社	平成 12 年 12 月 20 日	〒880-0045 宮崎県宮崎市大字大 瀬町字倉谷六千百七十六番一 電話 0985-30-6511
財団法人島根県環境管理センター	平成 12 年 12 月 20 日	〒693-0105 島根県出雲市宇那手 町八百八十二番地 電話 0853-48-2233
財団法人茨城県環境保全事業団	平成 13 年 12 月 17 日	〒310-1603 茨城県笠間市福田百 六十五番一 電話 0296-70-2511
財団法人佐賀県環境クリーン財団	平成 14 年 3 月 11 日	〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町 菖蒲三千七百番地二十 電話 0952-28-2003
財団法人山梨県環境整備事業団	平成 14 年 11 月 25 日	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 一丁目九番十一号 電話 055-223-1516
財団法人滋賀県環境事業公社	平成 14 年 11 月 25 日	〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町 神六百四十五番地 電話 0748-88-9191
財団法人紀南環境整備公社	平成 17 年 12 月 1 日	〒646-8580 和歌山県田辺市朝日 ヶ丘二十三番一号 電話 0739-81-3550
財団法人愛知臨海環境整備センター	平成 18 年 6 月 14 日	〒478-0000 愛知県知多市緑浜町 二番二 電話 0562-56-2822

いわて県北クリ ーン株式会社	平成 18 年 10 月 30 日	〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋 通一丁目五番十二号 電話 019-626-9057	
財団法人熊本県 環境整備事業団	平成 20 年 3 月 17 日	〒862-0950 熊本県熊本市水前寺 六丁目十八番一号 電話 096-333-2279	
財団法人鹿児島 県環境整備公社	平成 21 年 12 月 21 日	〒890-0064 鹿児島県鴨池新町十 番一号 電話 0996-21-1220	

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 23 年 3 月 3
1 日現在）
特になし

6. 政策評価
平成 23 年度末までに本制度に係る政策評価を実施する。